

こくほで受けられる給付

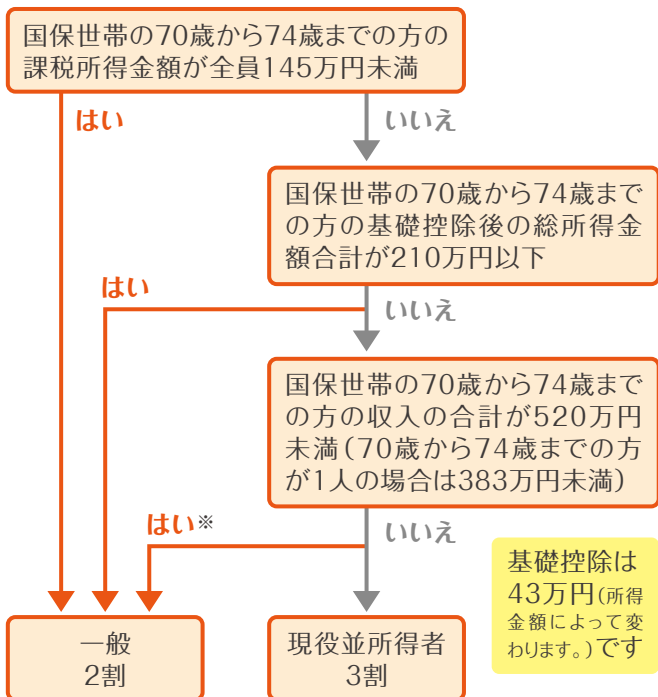
●一部負担金

保険証を医療機関の窓口で提示することにより、かかった医療費の一部を負担することで診療が受けられます。

医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合

- 義務教育就学前……………2割
- 義務教育就学から70歳未満の方……………3割

70歳以上の方の一部負担金の割合の判定について



※申請が必要な場合があります。